

市之川公民館だより 令和7年3月号 (No.615号)

〒793-0037 西条市市之川6678-1 市之川地区人口「1月末現在」

Tel・Fax (0897) 56-3300 人口 8人(男3人・女5人)

eメール ichinokawa-k@saijo-city.jp 世帯数 6世帯

※ 西条市市之川公民館だよりで検索するとカラー版がご覧になれます。

3月 弥生（やよい）

木の芽のふくらみや花のつぼみに春を感じる季節になりました。皆さんいかがお過ごしでしょうか。暖かくなったとは言え、まだまだ寒い日もあります。ご健康にお気をつけられ、お元気でお過ごしください。

《3月の行事予定》

日	曜	行事・時刻・場所
8	土	からおけ会 10:00～ 集会室
16	日	臨時休館
20	木	祝 春分の日
22	土	からおけ会 10:00～ 集会室

※ ふるさとの集い（花見会）

日 時：4月6日(日) 11時～13時

場 所：集会室

会 費：無料

準備の都合がありますので、3月29日（土）までに、市之川公民館へご連絡下さい。（☎：56－3300）

なお、館長が不在の場合は留守番電話にしております。

開館予定日 毎週火・木・土・日曜日（祭日は休館日です）

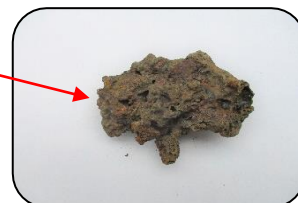
右の写真は令和6年4月8日に撮影したものです



※ 大舗坑付近にて

2月15日（土）カラミを採取しました。この場所で精錬していたのでしょうか。採取したものは鉱山資料室に展示しております。

採取したカラミ



※ 愛媛県総合科学博物館にて

2月9日（日）愛媛県総合科学博物館で開催された「みんなあつまれ！ わくわくサイエンス広場」に【西条高校商業科輝安KOU房】の生徒10名が参加しました。人工輝安鉱を使ったボールペン作りです。10時開催で先着50名。11時には全て終わりました。生徒の皆さん、大阪での石ふしぎ大発見展に参加しただけのこともあり、手慣れたものです。

標示看板

開始直前

10時 開催です



人工輝安鉱入りのボールペンづくり

口頭ではありますが、保護者の方々に公民館だよりへの掲載許可を頂き、写真撮影を行いました。撮影にご協力を頂きました皆さんありがとうございました。



11時。予定より早く終わりました。みなさんいい笑顔をしています。



生徒が作成したイラスト。データーを提供して頂きました。



市之川公民館所蔵輝安鉱の写真

地域で子育て支援してみませんか？

子育てのお手伝いをしてくださる会員を募集中！

年齢・性別・経験問わず活躍中です。

西条ファミリー・サポート・センターは、
地域で育児の援助を行う人（サポート会員）と
受けたい人（依頼会員）が会員となり、子育ての助け合いを行う会員組織です。
※報酬 1時間 600円～900円 （有償のボランティア活動）

サポート会員として活動するためには、
センターが開催する講習会の受講が必要です
令和7年度1回目の講習会を6月25日～27日に開催予定

センター・講習会の詳細
「西条ファミリーサポート」で検索

【会員登録・お問合せ】
西条ファミリー・サポート・センター（西条市役所 保育・幼稚園課内）
西部支所 市民福祉課 こども係
【電話番号】 0897-53-1666

※ 雪が積もりました

2月8日（土）公民館に数年ぶりに雪が積もりました。午後には融けましたが、早朝には注意が必要です。

グラウンドは真っ白です



市之川集落への入口



芸子谷付近



2025年2月10日

～毎月10日は人権を考える日～

「令和5年度 人権意識を高めるための作品集」から人権作文を掲載します。

差別のない社会を願う

丹原高等学校 3年 大川 真奈

私はこれまでに人権問題に関する授業を受けてきた。そのため、人権問題に関する知識が身に付いていると思っていたが、まだまだ身に付いていなかった。

先日、水平社博物館研修に参加した。そこでは水平社宣言の「人の世に熱あれ、人間に光あれ」という言葉を目にした。この言葉は以前から、意味はよくわからないままに覚えていたが、水平社博物館研修に参加して、「社会で人々の力強い願いが叶うように、そして人間が社会で生き生きできるように」という意味であることを知ることができた。

わが国初の人権宣言といわれる水平社宣言が出されたのは、今から100年前の1922年3月だ。宣言の原文は、被差別部落出身の若者たちが考えたものである。長い歴史の中で不当な差別を受けてきた人々の苦しい思いが記されているだけでなく、全ての人々がどのような差別も受けることなく、人間らしく暮らしていける社会の実現を願う気持ちが込められている。

被差別部落に対する差別意識は、基本的人権の尊重を掲げた日本国憲法の施行後も解消されず、劣悪な生活環境も改善されなかった。その後、行政によって住宅や道路などの物理的な生活環境は大きく改善されたが、差別意識はなくなっていない。2016年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、そのなかで、国は部落差別の存在を認め、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」と述べている。

水平社宣言から100年後の今は、宣言が目指した、あらゆる差別を許さず、誰もが一人の人間として尊重される社会になっているだろうか。以前は見過ごされていた、様々なハラスメントが社会で問題となり、人権尊重の意識が高まっていることは確かに感じる。しかしその一方で、インターネットやSNS上での誹謗中傷や人種差別、性の在り方に対する偏見など、新たな人権問題が発生していることも事実だ。こうした現状をみると、部落差別に限らず、ある日突然、差別の被害者になる可能性は誰にでもあると考えられる。社会を変えられるのは私たち一人一人だ。水平社宣言から100年後の今、私たちにできることは何だろうか。

現代は、メディアで様々な人権問題が取り上げられるようになり、個人の多様性をより尊重する社会になりつつある。私たちの身の周りには、解決すべき人権問題が多く存在すると考えておかなくてはならない。今は100年前とは違い、多くの人が自由に意見を発信できる時代になっている。こういう時代だからこそ、水平社宣言に込められた当時の人々の思いを考え、人として認め合い尊敬し合うことにより、すべての人が平等に人権を尊重され、住みやすい社会を作っていかなければならない。

今回、水平社博物館研修に参加し、部落問題について多くのことを学ぶことができた。まだまだ人権問題について知らないことばかりなので、講演会や研修会などに参加し、積極的に学習し、知識を身に付けていきたいと思う。そして、あらゆる差別をなくし、人間が人間らしく、誰もが幸せに暮らしていける社会を作っていくために、私たちにできることを考え、行動していきたい。

※（「人権のチラシ 1月号」の注釈）間違った解釈と理解をしないために

「部落差別では差別をなくそうとする活動が逆に差別をひどくさせていたということが印象に残りました。」
（「人権のチラシ1月号」の文章から）

人権劇中の「差別をなくそうとする活動」の場面は、明治時代終り頃から大正時代に行われた被差別部落外の人たちが行った「部落改善運動」や「融和運動」を指す。これらの活動は、差別の原因を被差別部落の人々の側に求め、部落外の人々の「同情」と「理解」を求める活動であり、そのため部落外の人たちに対する差別を逆に助長し、本来の差別解消には繋がらなかった。この「活動」は、いわゆる「部落解放運動」ではない。

西条市人権教育協議会 西条市人権擁護課